

様式第三

認定事業再構築計画の内容の公表

1 認定した年月日 平成17年4月28日

2 認定事業者名 天龍木材株式会社

3 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

天龍木材株式会社(以下「天龍木材」という。)は住宅用資材である木材の輸入販売を行う木材事業と建材の製造販売を行う建材事業、住宅用資材加工販売のプレカット事業の3事業を展開している。

天龍木材は、平成12年度において、住宅市場の低迷による収益力の低下及び、取引先の業績の悪化や新会計基準の導入等経営環境の急激な変化による財務内容の毀損等をうけ、自助努力による解消には長期を要する事態となり収益力の強化と財務体質の抜本的改善を早期に実現すべく平成13年1月に「経営再建5ヶ年計画」を策定した。同計画により、メイン銀行より債務免除を受けるとともに、減資の実施及び平成15年に増資を実施した。

現在は、5ヶ年計画の4年目であるが、現状においては、計画を概ね達成しつつある状況にある。

しかし、近年中心的事業である木材事業が、業界の競争激化が続く中、現地の価格上昇及び船運賃の上昇等のコストアップにより、収益力の低下を招き厳しい状況が続いている。

このような環境の下策定した今般の「新3カ年事業再構築計画」においては、経営再建を確たるものとする安定した収益力の確保を図るため、収益性の高い建材事業へ経営資源の重点投入を行い、企業全体の生産性の向上を図り、さらに、プレカット事業の拡大により、住宅資材のトータルチャネルを目指すこととしている。

併せて、自社所有の山林の育林事業の強化により、将来の国産材事業の布石とし、環境問題への対応も図ることとしている。

事業革新においては、新商品・新製品の取り扱い強化として、木材事業4商品・建材事業4製品と2商品・プレカット事業2商品の新商品及び新製品を投入し、売上高の安定的確保を図ることとしている。

天龍木材は、資産の実態評価額を考慮すると、財務体質の大幅な悪化が懸念される。また、依然として過剰な債務状態が続いており、このような財務体質では、成長軌道に乗ることが困難であり、今般、メイン銀行からの債権放棄を受けるとともに、天龍木材に対する貸付金の一部につき出資を受けること(債務の株式化)により、有利子負債の早期圧縮と資本の強化を行い、財務体質の健全化を図ることを目標としている。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、計画最終年度である平成20年3月期には平成17年3月期に比べて、有形固定資産回転率を56.0%向上させることを目標としている。

財務内容の健全性としては、平成20年3月期には有利子負債をキャッシュフローの4.4倍まで削減し、経常収入は経常支出を上回る(経常収支比率は101.0%)予定である。

4 認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

中核的事業

・木材事業

・建材事業

・プレカット事業

選定理由

木材事業

天龍木材は、創業以来木材事業を中心事業とし、「木材の天龍」としてのブ

ランドを築いてきた。しかしながら、昨今の現地高と船運賃の上昇等により、利益率の低下を招いている。今後の事業展開としては、利益率の高い色物丸太（スプルー・ヒバ・ピーラー）と注文挽き製品（カスタムカット）の取り扱い増加と付加価値の高い 4 新商品の取り扱いを中心に事業強化を図ることとしている。

建材事業

イ．天龍木材は、長年にわたり建材の製造・販売を行ってきており、特に床製品の製造販売においては、「無垢製品の天龍」として高い品質とブランド力を維持している。さらに、最近の健康志向の高まりにおいて、天然無垢床材が注目されてきており、住宅用のみならず商業施設や官公庁施設においても、売上増加が期待できる。

また一方で、新製品として床暖房対応の床製品等の販売強化も図る。

ロ．利益率の高い外構材及び二次加工品のUV製品の販売強化を図る。

プレカット事業

地場の受注を中心とした営業展開を図り、利益率の重視及び生産性の向上を目指し、月平均 2,800 坪の加工体制を目指す。さらに従来より要望のあった羽柄材及びパネルの加工機を新たに導入し、売上高と利益の更なる拡大を図る。

さらに、現在受注している住宅部材に関して国産材の持込から当社調達への切り替えを図り、売上拡大を図る。

以上により、天龍木材は、中心事業としての木材事業と収益性の高い建材事業・プレカット事業への経営資源の重点投入による生産性の改善向上を図るべく、これら事業を中核事業として位置づけるものである。

事業再構築に係る事業の内容

（事業の構造の変更：債権放棄による金融支援、増資）

天龍木材は、スルガ銀行株式会社による 30 億円の債権放棄及び 20 億円のデット・エクイティ・スワップによる金融支援を受ける予定である。

これに伴い、一般に公正妥当な会計処理に従って仮決算を行う。

【債権放棄及び増資のスケジュール】

債権放棄合意日：平成 17 年 3 月 23 日

仮決算基準日：平成 17 年 3 月 31 日

財産目録等の仮決算書類の提出予定：平成 17 年 6 月 30 日

債権放棄、増資予定日：平成 17 年 9 月 30 日（登記予定）

増資額：20 億円（うち 10 億円を資本金へ組み入れ）

増資前の資本金：5 億円

増資後の資本金：15 億円

増資の方法：デット・エクイティ・スワップ（債権の現物出資）20 億円による優先株発行

（事業革新）

天龍木材は、住宅資材のトータルチャネルを目指し、新商品・新製品の取り扱い強化として、木材事業 4 商品、建材事業 4 製品と 2 商品、プレカット事業 2 商品の新商品及び新製品の投入を行い、取引先の要望に応え、売上高の安定的確保を図ることとしている。

以上により、平成 20 年 3 月期の新商品の売上を全売上の 1.54%とすることを目標としている。

- (2) 事業再構築を行う場所の住所
静岡県浜松市材木町 38 番地
天龍木材株式会社

東京都江東区三好三丁目 2 番 14 号
天龍木材株式会社東京本社

宮城県石巻市潮見町 3 番地 4
天龍木材株式会社石巻支店

群馬県高崎市江木町 404 番地
天龍木材株式会社高崎支店

静岡県静岡市清水鳥坂 111 番地 1
天龍木材株式会社清水支店

静岡県磐田郡竜洋町宮本 350 番地
天龍木材株式会社天竜工場

静岡県磐田郡竜洋町大中瀬字新田 1000 番地 4
天龍木材株式会社プレカット部

愛知県海部郡弥富町大字楠一丁目 60 番地
天龍木材株式会社名古屋支店

愛知県蒲郡市浜町 14 番地
天龍木材株式会社蒲郡支店

大阪府吹田市豊津町 2 番地 1
天龍木材株式会社大阪支店

(3) 関係事業者
なし

(4) 事業再構築を実施するための措置の内容
別表のとおり

(5) 事業再構築の実施時期
事業再構築の開始時期及び終了時期
開始時期：平成 17 年 4 月
終了時期：平成 20 年 3 月

(6) 事業再構築に伴う労務に関する事項
事業再構築の開始時期の従業員数（平成 17 年 4 月末時点）
146 名

事業再構築の終了時期の従業員数（平成 20 年 3 月末）
146 名

事業再構築に充てる予定の従業員数
146 名

中、新規に採用される従業員数
13 名

事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数
出向予定人員数 なし
転籍予定人員数 なし
希望退職の募集予定人員数 なし
解雇予定人員数 なし

(7) その他
該当なし

別表

事業再構築の措置の内容

| 措置事項 | 実施する措置の内容及びその実施する時期 | 期待する支援措置 |
|---------------------------------|--|---|
| 事業の構造の変更 | | |
| 資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上 | 増資前の資本金：5億円 増加する資本金：10億円（資本準備金：10億円） 増資の方法：スルガ銀行(株)のデット・エクイティ・スワップによる債権の現物出資（20億円） 増資の時期：平成17年9月30日までに実施予定 | 法第12条（新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例） 租税特別措置法第80条の2（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減） |
| 事業革新 | | |
| 第2条第2項第2号イ | 住宅資材のトータルチャンネルを目指し、木材事業4商品、建材事業4製品と2商品、プレカット事業2商品の新たな商品及び新製品の投入を行い、取引先の要望に応え、売上高の安定的確保を図る。 これにより、平成19年度の新商品の売上を全体の1.54%とすることを目標とする。 | |